

【新設】(相手方に支払われる対価)

2-1-1 の 16 資産の販売等に係る契約において、いわゆるキャッシュバックのように相手方に対価が支払われることが条件となっている場合（損金不算入費用等に該当しない場合に限る。）には、次に掲げる日のうちいずれか遅い日の属する事業年度においてその対価の額に相当する金額を当該事業年度の収益の額から減額する。

- (1) その支払う対価に関連する資産の販売等に係る法第 22 条の 2 第 1 項《収益の額》に規定する日又は同条第 2 項に規定する近接する日
- (2) その対価を支払う日又はその支払を約する日

【解説】

1 本通達は、資産の販売等に係る契約において相手方に対価が支払われることになっている場合の収益の計上額についての取扱いを明らかにしている。

2 相手方に支払われる対価に係る会計処理について、収益認識基準の導入前は一般的な定めは設けられておらず、例えば、売上から控除する会計慣行もあれば、販売管理費等として費用として計上する会計慣行もみられた。

収益認識基準においては、相手方に支払われる対価（キャッシュバック等）は、相手方から受領する別個の財又はサービスと交換に支払われるものである場合を除き、取引価格から減額することとなり、a. 関連する財又はサービスの移転に対する収益を認識する時点か、b. 対価を支払うか又は支払を約束する時のいずれか遅い方が発生した時点で（又は発生するにつれて）収益を減額することとされた（収益認識基準 63、64）。

3 法人税においては、相手方に対価が支払われることが条件となっている場合について、従来は特段の取扱いが設けられていなかったが、相手方に支払をした日の属する事業年度の費用として損金の額に算入することが一般的であったと考えられる。

前述のように、収益認識基準においては、上記 2 の a. 又は b. のいずれか遅い方が発生した時点で収益を減額することが定められ、税法上もこれが合理的であると認められることから、収益認識基準の定めと同様の取扱いを設けることとした。

4 具体的には、資産の販売等に係る契約において、いわゆるキャッシュバックのように相手方に対価が支払われることが条件となっている場合（寄附金、交際費等の損金不算入費用等に該当しない場合に限る。）には、次に掲げる日のうちいずれか遅い日の属する事業年度においてその対価の額に相当する金額を当該事業年度の収益の額から減額することとなる。

- (1) その支払う対価に関連する資産の販売等に係る法人税法第 22 条の 2 第 1 項《収益の額》に規定する日又は同条第 2 項に規定する近接する日
- (2) その対価を支払う日又はその支払を約する日

5 一方で、収益認識基準を適用しない場合には、販売管理費等として費用として計上するという会計慣行があり、これも一般に公正妥当と認められる会計処理の基準といえる。こうしたことも踏まえ、相手方に支払われる対価についてその支払をした日の属する事業年度の費用として損金の額に算入しているときは、当分の間これを認めることとされている（平 30.5.30 課法 2-8 他 2 課共同「法人税基本通達等の一部改正について」経過的取扱い(3)）。

6 連結納税制度においても、同様の通達（連基通 2-1-1 の 16）を定めている。